別添資料

オンライン利用率の状況（熊谷署）

主要手続	令和4年度		令和5年度		前年対比		令和6年度	令和8年度
	熊谷署	関信局	熊谷署	関信局	熊谷署	関信局	目標値	目標値
法人税申告	90.6%	86.3%	85.4%	87.4%	−5.2pt 98.2%	+1.1pt 102.7%	88%	90%
添付書類を含めた e−Tax利用率（ALL e−Tax率）	前年数値なし	67.5%	64.0%	68.3%		+0.8pt 102.7%	66%	70%
消費税申告（法人）	89.6%	88.1%	88.3%	90.1%	−1.3pt 102.3%	+2.0pt 104.2%	90%	92%
所得税申告	68.8%	66.3%	71.6%	69.7%	+2.8pt 106.9%	+3.4pt 108.2%	75%	80%
消費税申告（個人）	67.2%	67.0%	68.8%	71.3%	+1.6pt 166.3%	+4.3pt 186.1%	76%	80%
相続税申告	24.4%	34.4%	36.3%	44.0%	+11.9pt 161.1%	+9.6pt 141.8%	48%	53%
納税証明書の交付請求	8.6%	15.9%	29.3%	29.6%	+20.7pt 263.5%	+13.7pt 164.3%	38%	48%

※ 前年対比欄の上段はオンライン利用率の増減ポイント、下段は利用件数の前年比を示している。

別添１

e-Taxの利用拡大に向けた取組

中期的なオンライン利用率目標を設定し、以下のe-Tax利用拡大に向けた取組を行っています。

令和５年度における取組

◆ 添付書類のイメージデータ（PDF形式）による提出について、１回当たりの送信容量を８MBから14MBへ拡大した。（令和５年５月～）

◆ 納税者自身の登録情報が確認できる「マイページ」について、法人向けの利用を開始した。（令和５年９月～）

◆ マイナポータル連携の自動入力対象を拡大した。（小規模企業共済等掛金の控除証明書（iDeCo等）に係る控除証明書（令和６年１月～）、国民年金基金掛金の控除証明書（令和６年１月～）、給与所得の源泉徴収票情報（令和６年２月～））

（給与情報の自動入力のイメージ）

令和６年度以降における新たな取組

◆ これまで複数存在していたe-Taxの入口を１つに整理するとともに、スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれからも、見やすい画面により同一のメニューを利用できるようＵＩ/ＵＸの改善を行った。（令和６年５月～）

◆ スマホ用電子証明書をスマートフォン（Android端末）に搭載することで、マイナンバーカードをかざすことなくe-Taxへのログインや送信を可能とする。（令和７年１月～）

◆ 納税者自身の登録情報が確認できる「マイページ」で、相続税申告書を作成する際に必要となる過去の贈与税申告事績（e-Taxで提出した申告に限る。）を確認できるようにする。（令和７年１月～）

◆ 税理士が委任関係を結んだ納税者の「マイページ」の内容を確認できるようにする。（令和７年５月～）

（税務行政の将来像2023）

別添２

税理士の皆様へ
期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初 ― 中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において ― 計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前 ― 早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

□　申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。

□　法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

（注）上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

□　計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

□　ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

期限内に納税が難しい場合は・・・

国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□　申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□　便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ダイレクト納付については、e-Tax で申告等データを送信する際に必要事項をチェックするだけで、納付手続が可能な「自動ダイレクト」の利用を開始しましたので、併せてご活用ください。

□　個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□　納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- 納税証明書「その３」が発行されません。
- 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□　お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。

国税庁

消費税の期限内納付のために　インボイス発行事業者の方必見！

計画的な納税資金の積立てを！

Point　消費税の確定申告が必要な事業者とは？

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間

令和4年（基準期間）	令和5年	令和6年（課税期間）
課税売上高 1,000万円 超 →		課税事業者

ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です！

Point　計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です！

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用した予納（予納ダイレクト）」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリット

●申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減

●延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に均等額を予納すると…

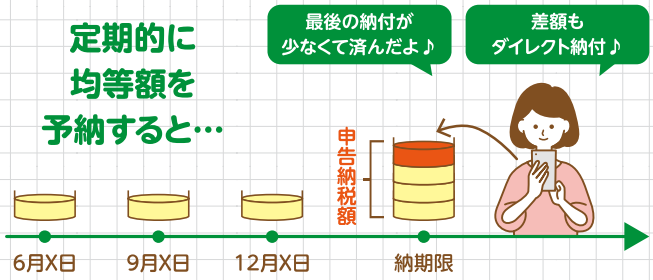

詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税（資金の積立て）を検討されている方（予納ダイレクト）」へ

納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分		卸売業（第1種事業）		小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）（第2種事業）		農林漁業（左記に該当するものを除く）など（第3種事業）		飲食店業など（第4種事業）		金融・保険業、運輸通信業など（第5種事業）		不動産業（第6種事業）	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
万円 1,000	万円 84	万円 10	万円 0.9	万円 20	万円 1.7	万円 30	万円 2.5	万円 40	万円 3.4	万円 50	万円 4.2	万円 60	万円 5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。（令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。）

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

国税庁

裏面もチェック！！▶▶▶

Point インボイス発行事業者の方へ！『２割特例』ご存じですか？

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の２割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要」へ

●計算イメージ

売上げの消費税額 － 売上げの消費税額 × 80％（仕入れや経費の消費税額） ＝ 売上税額の2割（納付する税額）

●2割特例適用の場合の積立目安額（例）

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

ご注意ください

※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、**令和5年分では最大3か月間**（10・11・12月分）の取引が申告の対象でしたが、**令和6年分では1年間分**の取引を申告する必要があります。

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧

選べる便利な納付方法はこちら！ 納税はキャッシュレス納付

＼ 納付書不要で納付できます！ ／

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネットバンキング等による電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁ホームページへ

※申告書提出後に、税務署から納付書の送付はありません。

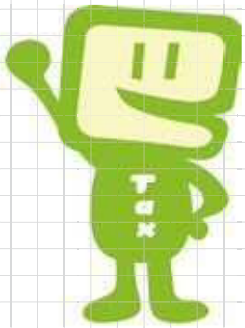

納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8：30～17：00（土日祝除く）

詳しくは、国税庁ホームページへ

R6.11

国税を納期限までに納付することができない場合には

➡ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

➡ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うことになります。

➡ 完納するまでは納税証明書「その３」が発行されません。

※ 納税証明書「その３」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

国税を一時に納付することができない方のために猶予制度があります。

申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から６か月以内に所轄の税務署長に申請することにより、原則として、１年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署長に申請することにより、原則として、１年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

①災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
②本来の期限から１年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

猶予の手続の詳細はこちら

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国　税　庁

国税を滞納すると…

国税を一時に納付することができないときは、税務署で納付相談を受けています。
納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。
納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。

督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。

督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…

財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。
※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの捜索を行う場合があります。

納付の相談がない、やむを得ない事情なく納付の約束が守られないなど納付の意思が認められないような場合は…

財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。

取立て・公売

※ 差し押さえた債権の取立てを行います。
※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。

滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

国税を納期限までに納付することができない場合には、お早目に所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

※ 国税を一時に納付することができない納税者の方で、法令の要件に該当する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。

令和６年６月

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎　確定申告（納期限）前の納付指導

□１　納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。

- 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
- 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□２　納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。

- 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎　期限内納付が困難な場合の納付指導

□３　納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。

- 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□４　納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。

- 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
- 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。

□(1)　納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。

- 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
- 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（税の情報・手続・用紙→納税・納税証明書手続→納税に関する総合案内（３．②猶予制度の概要・申請方法））から入手できます。

□(2)　猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね３月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○　納付計画記載欄（納税者が記載してください）					
氏名（名称）		住所（所在）			
課税期間	年　月　日～　年　月　日	税　目	税	税額	円

１　期限内に納付可能な金額　＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）
２　残額についての納付計画　＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）
＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○　税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。

国税庁

税理士の皆さまへ
相続税 e-Tax をご利用ください

国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、
税務行政の DX の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加　相続税 e-Tax の利用件数は増加　～多くの方がメリットを享受～

【相続税 e-Tax の利用件数】

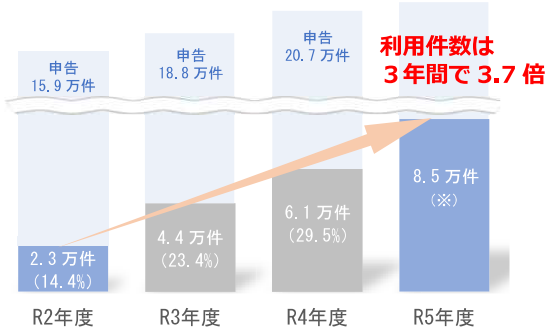

※　R5 年度の利用率は、後日公表予定

メリット①　24 時間申告可能（メンテナンス時間を除く）
⇒　税務署に出向く必要がなく、郵送料・印刷代（紙代）・交通費を削減

メリット②　提出書類をデータ保存
⇒　書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③　キャッシュレスによる納税もスムーズ！

利便性は年々向上　税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減（R5.1～）
⇒　固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大（R5.5～）
⇒　最大 154MB まで送信可能（１回当たりの送信容量を８MB から 14MB に拡大）

利用者識別番号の確認を簡素化（R5.6～）
⇒　財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】
令和７年１月以降、e-Tax のマイページにおいて、過去に e-Tax 送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。
※　e-Tax のマイページでは、財産取得者本人が、e-Tax に登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

【相続税 e-Tax 特設サイト】
Check！
閲覧は
こちらから

申告・納税は e-Tax で　相続税申告書の作成から e-Tax 送信の流れ

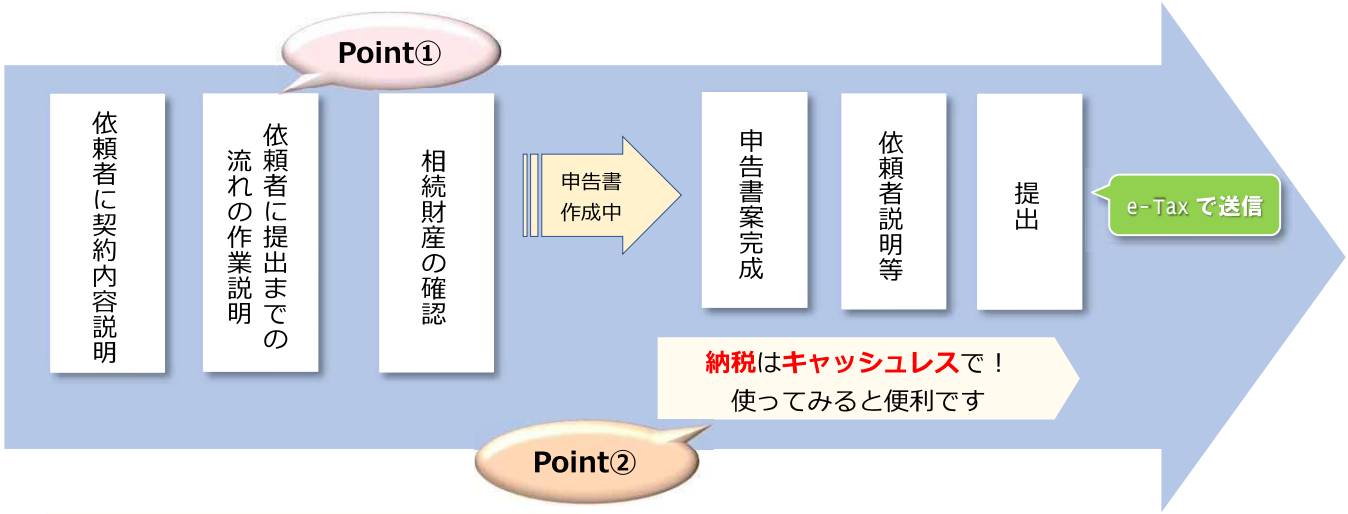

Point①　まずは利用者識別番号を確認！

- （申告書を提出する）財産取得者（相続人等）全員の**利用者識別番号を確認**
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信

変更等届出書の詳細はこちら

Point②　申告書作成中に納税手続の準備

- ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）を利用するため、**事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**

※　e-Tax 送信の場合は１週間程度、書面提出は１か月程度で利用可能となります。
※　e-Tax の代理送信による提出はできません。

- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。

※　ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。

自動ダイレクトの詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

・現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。（70 代以上）

・相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いましたが、簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局（沖縄国税事務所を含む）・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和７年１月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない**こととしました。
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク　0570-01-5901（全国一律の通話料金）
受付時間：月～金曜日　9：00～17：00（休祝日及び 12 月 29 日～１月３日を除く）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国税庁　法人番号 7000012050002

令和６年４月

財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合

財産取得者（相続人等）が利用者識別番号を持っているか不明な場合、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」に一定の事項を記載し、財産取得者の住所地の所轄税務署に<u>e-Taxで代理送信</u>していただくと、<u>税理士の皆様宛て</u>に当該財産取得者（相続人等）の利用者識別番号を電話にて連絡いたします。

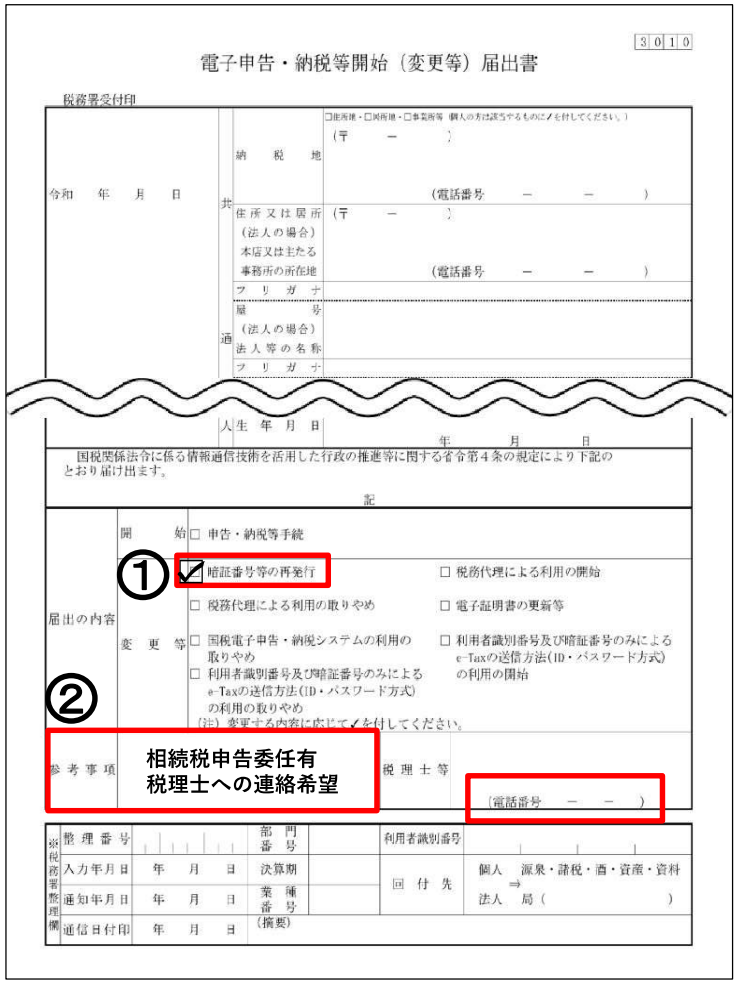

3010

電子申告・納税等開始（変更等）届出書

税務署受付印

令和　年　月　日

共 納税地 （〒　－　）

（電話番号　－　－　）

住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地 （〒　－　）

（電話番号　－　－　）

フリガナ

通 屋号（法人の場合）法人等の名称

フリガナ

人 生年月日　年　月　日

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出の内容

開始 □ 申告・納税等手続

① ☑ 暗証番号等の再発行　□ 税務代理による利用の開始

変更等 □ 税務代理による利用の取りやめ　□ 電子証明書の更新等

□ 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ　□ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法（ID・パスワード方式）の利用の開始

② □ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法（ID・パスワード方式）の利用の取りやめ

（注）変更する内容に応じて✓を付してください。

参考事項　相続税申告委任有　税理士への連絡希望

税理士等　（電話番号　－　－　）

※税務署整理欄　整理番号　部門番号　利用者識別番号

入力年月日　年　月　日　決算期

通知年月日　年　月　日　業種番号

通信日付印　年　月　日　（摘要）

回付先　個人　源泉・諸税・酒・資産・資料 ⇒ 法人　局（　）

電子申告・納税等開始（変更等）届出書の記載方法	
①	「暗証番号等の再発行」にレ点
②	「参考事項」欄に<u>「相続税申告委任有」</u>及び「<u>税理士への連絡希望」</u>と入力
③	e-Taxで代理送信 （注）1　e-Taxソフト又は民間ソフト（国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等）を使用して代理送信してください。 2　「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。

- 後日、「税理士等」欄に記載された電話番号宛てに利用者識別番号を連絡いたします。
  - ※1　財産取得者（相続人等）へは、既存の利用者識別番号と仮暗証暗号が記載された通知書を通知（郵送）いたします。
  - ※2　利用者識別番号が無い又は廃止されている場合は、その旨を税理士の皆様宛に連絡いたします。
  - ※3　利用者識別番号が無い又は廃止されている場合は、e-Taxの『開始届出書』を別途提出してください。

別添5

別添６

いいね!! e-年調（イー ネン チョウ）

年末調整手続の電子化で業務の効率化

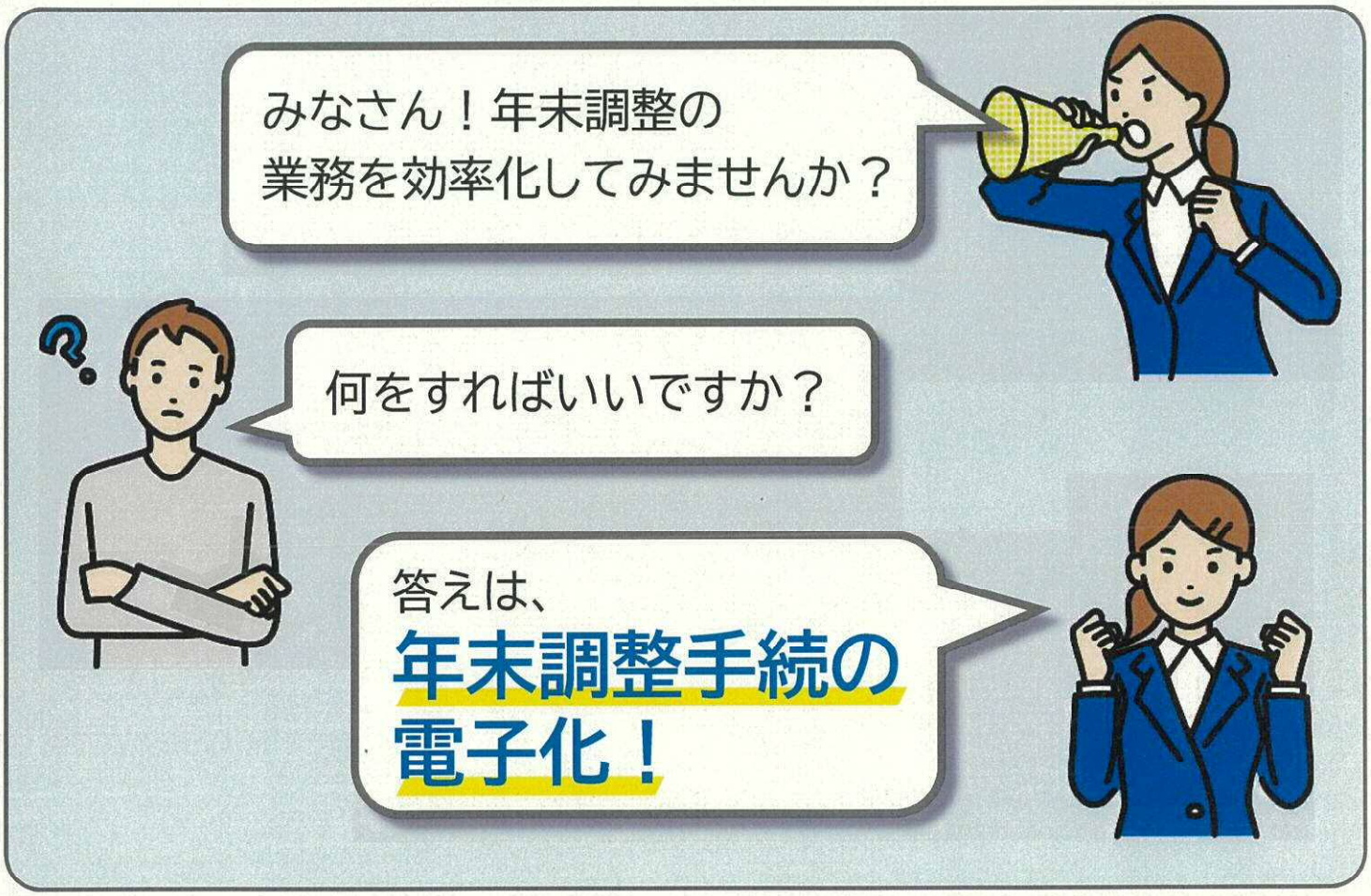

年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の証明書をまとめて取得可能！

裏面もご覧ください

国税庁 法人番号7000012050002 R6.9

別添６

年末調整手続の電子化とは

次の処理を「年末調整手続の電子化」と言います。

① 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成

② 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

年末調整手続の電子化に必要な準備の詳細は、こちらをご覧ください。

従業員による3ステップ

発行主体

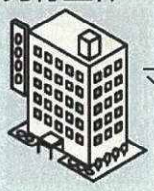

マイナポータル

勤務先の給与担当

1．準 備

控除証明書等をデータで取得※

2．作 成

申告書をデータで作成

3．提 出

勤務先にデータで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体（保険会社等）から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。※

※ 年調ソフトでは、給与の収入金額や配偶者の情報等を入力することにより、定額減税に対応した年末調整に関する申告書を作成します。

写

関局二消４－30
令和６年10月25日

関東信越税理士会
会長　大山　博之　様

関東信越国税局
課税第二部　消費税課長

インボイス制度に関する周知等について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

インボイス制度における小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる２割特例）につきましては、適用を受けることができない課税期間があり、①基準期間における課税売上高が１千万円を超える課税期間（消費税法第９条第１項）、②特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消費税法第９条の２第１項）は、２割特例の適用を受けることができない典型的な事例と考えられます。

また、２割特例の適用を受けた者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、当該課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けることが可能です。例えば、令和５年分の消費税申告において２割特例の適用を受けた個人事業者が、令和６年分の申告で簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和６年12月末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となりますので、御留意願います。

他方、令和５年10月１日以後に開始する課税期間においては、それ以前に「消費税課税事業者選択届出書」を提出していたとしても、基準期間における課税売上高が１千万円以下であるなど一定の要件を満たす限り、２割特例の適用を受けることは可能です。

貴会におかれましては、改めまして各支部及び税理士の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

参考

○　消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａ（令和６年４月改訂）
- 問115（２割特例の適用ができない課税期間①）
  https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/115.pdf
- 問116（２割特例の適用ができない課税期間②）
  https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/116.pdf
- 問117（２割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択）
  https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/117.pdf

○　国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト　２割特例特設ページ
  http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_2tokurei.htm
- フローチャート
  https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0024003-131.pdf
- Ｑ２　２割特例を適用できる期間が過ぎた後は、受け取ったインボイスに基づいて納付税額を計算する必要がありますか？
- Ｑ３　２割特例が適用できない人は？

eLTAX（エルタックス）

eLTAXは地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

地方税

ご利用の流れ

STEP 1
利用届出を行います。
eLTAXのホームページから利用届出（新規）を提出してください。

STEP 2
利用者ID、暗証番号が発行されます。
利用者ID、暗証番号が発行され、電子申告等のサービスがご利用いただけるようになります。

STEP 3
eLTAX対応ソフトウェアを取得します。
PCdesk(※)は、eLTAXホームページから取得できます。
税務会計ソフトウェアは、eLTAX対応のものを使用してください。
(※)PCdeskは、地方税共同機構が提供する無償のeLTAX対応ソフトウェアです。

STEP 4
電子申告、電子申請・届出、電子納税を行います。

1 電子申告
PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

2 電子申請・届出
eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は、利用者IDが必要です。

3 電子納税
PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ATMなどから、ペイジーを介して税金を納付することができます。

利用可能な手続き

1 電子申告対象税目
- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税(地方法人事業税)
- 法人市町村民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)
- 事業所税

2 電子申請・届出
- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出

3 電子納税
- 申告手続に関連した納付手続き(※)

(※)固定資産税(償却資産)を除く

地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。

複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

受付中 地方税共通納税システム

詳しい情報はホームページでご確認ください。
▶https://www.eltax.lta.go.jp/
エルタックス

1 全地方公共団体へ電子納税ができます!!
2 ダイレクト納付ができます!!
3 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!
4 電子納税で納付事務の負担軽減!!
5 手数料無料!! 0円

サービス向上だね！

給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の一元化について

国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

別添8